

令和5年 9月28日(木)  
秋田県自動車・同付属品製造業  
特定最低賃金専門部会 労働者側代表

令和5年度「自動車・同付属品製造業専門部会」  
最低賃金に関する基本的な考え方

【自動車産業の状況】

自動車産業を取り巻く環境は、100年に1度の大変革期に直面し、新たなチャレンジに取り組む中、2020年12月に政府の「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が発表され、その対応が労使での喫緊の課題となっています。大変革期の対応として、電動車開発に向けた自動車産業における協調領域と競争領域の峻別や先導的な国際標準化への対応、衝突被害軽減ブレーキ等に代表される安全装置等の性能向上など、多方面に自動車産業の優位性を確保し、発展させていく必要があります。

自動車産業においては産業の変革期及びコロナ禍においても高い付加価値生産性を生み出し続けている。産業の魅力向上や公正競争の確保などの観点を踏まえれば、特定最低賃金の意義・役割・必要性は何ら変わることなく、むしろ高まっている状況にある。多方面に日本の基幹産業である自動車産業の優位性を確保し、発展させていく必要があると考えます。

上記の内容を踏まえ、従来から特定最低賃金の改定審議においては、最低賃金法にいう労働協約の拡張適用の精神からすれば労働協約を締結している企業の最低賃金水準961円が当該産業における妥当な特定最低賃金だと考えており、これまで一貫した考え方に変更はないものであります。

自動車産業は広範な関連産業を持ち、日本経済や雇用確保に大きく貢献する基幹産業であることは秋田県内でも同様であると言えます。

特に秋田県内における人口減少は著しく、少子高齢化が加速している中で、自動車産業を支えているのは、まさにそこで働く「人」であり自動車産業を中長期的に維持・向上させ続けるためには、生み出している「付加価値生産性」、すなわち「労働の質の高さ」に相応しい労働条件を実現し、産業で働く「人」の意欲・活力を高めていくことが必要不可欠であります。

とりわけ足下では、中小企業を中心に人手不足が顕著な状況であり、人材の獲得競争は、産業を超えてその厳しさを年々増していることから、若い活力のある優秀な人財の流出を防ぐことにもつながる特定最低賃金を着実に向上させていくことは、労使の責任でもあり目指す姿であると考えます。

私たちは、その責任と役割を果たす意味において、以下に特定最低賃金引上げの金額を提示致しますので、審議の程よろしくお願い申し上げます。

---

記

---

自動車・同付属品製造業特定最低賃金について

金額提示	時間額	961 円
引上げ額		23 円

秋田県自動車・同附属品製造業  
特定最低賃金専門部会 使用者側代表委員

令和5年度「自動車・同附属品製造業専門部会」  
最低賃金に対する基本的な考え方

1 自動車業界の現状と動向

日本は現在も世界4位の自動車市場であり、世界的に見れば比較的堅調であると言えます。

日本は長年、自動車産業において国際的に高い業績を維持してきましたが、近年は自動車生産に不可欠な半導体チップの不足により、生産不振に直面しています。

サプライチェーンにおいて半導体チップ不足などの課題を抱えながらも、自動車産業は依然として日本を代表する産業の一つとなっており、また日本には、高品質で信頼性の高い自動車を製造するメーカーが拠点を置いています。

日本は今後、世界3位の自動車市場という地位回復を目指すとともに、自動車産業の多角化を推進する必要があります。

自動車業界を成長させるためには、電気自動車や生産規模拡大といったトレンドを正確に把握することが重要です。

自動車メーカーや業界リーダーは、トレンド活用に伴い、業界内の他分野に与える影響についても大局的に考慮する必要があります。

電気自動車の普及促進は、電気自動車が従来の自動車と異なる生産工程を必要とするため、自動車生産に大きな影響を与えることが予想されます。

生産分野に対する悪影響を回避しながらトレンドを押さえるために、部品メーカーは電気自動車の組み立てに携わる企業のニーズに焦点を当て、戦略を調整することが重要となります。

また、日本自動車産業が成長を実現するためには、官民の連携も不可欠です。民間部門と公的部門の双方が、業界全体の成長を促進するために協力して取り組みを進める必要があります。

自動車生産に対する税制優遇制度や免税措置、自動車インフラ改善を目的とした行政機関と自動車メーカーの提携を進めることにより、今後における日本自動車産業の発展は一層確実なものとなることが期待されます。

2 金額審議について

自動車業界が激変の波にさらされる中で、今回の審議にあたり下記の引き上げ額を提示させていただきますので、審議の程よろしくお願いいたします。

【引き上げ額 23円】 令和4年12月25発効 自動車・同附属品製造業最低賃金額938円